

社団法人佐倉青年会議所 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会議所は、佐倉青年会議所(Sakura Junior Chamber)と称する。

第 2 条 (事務所)

本会議所は、事務所を佐倉市六崎 281 番地に置く。

第 3 条 (目 的)

本会議所は、地域社会および国家の政治・経済・社会・文化等の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第 4 条 (運営の原則)

1. 本会議所は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2. 本会議所は、特定の政党又は政治団体のためにこれを利用しない。

第 5 条 (事 業)

本会議所は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域社会の住民意識の高揚及び地域住民の連帯を目標とする事業。
- (2) 地域社会の青少年の健全育成に寄与する事業。
- (3) 地域社会の福祉に貢献する事業。
- (4) 地域社会の経済及び産業の振興に寄与する事業。
- (5) 会員の指導力啓発のための知識の修得及び指導力向上を利とする事業。
- (6) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所その他の国内・国外の青年会議所及び諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業。

第 2 章 会 員

第 6 条 (会員の種類)

本会議所の会員は、次の 4 種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

第 7 条 (正会員)

1. この法人は、正会員をもって民法上の社員とする。
2. 佐倉市及びその周辺に居住、または勤務する 20 才以上 40 才未満の品格ある者で、この法人の目的に賛同して入会した者をいう。ただし、年度中に 40 才に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。
3. すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

第 8 条 (特別会員)

制限年令の年度末まで正会員であったもので、この法人の目的に賛同して入会したものをいう。

第 9 条 (賛助会員)

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成するため入会した個人又は団体をいう。

第 10 条 (名誉会員)

本会議所に功労のあるもので、理事会の議を経て、推薦されたものをいう。

第 11 条 (入会)

正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

第 12 条 (会員の権利)

本会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第 13 条 (会員の義務)

本会議所の会員は、定款その他の規則を遵守する義務を負う。

第 14 条 (退 会)

本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、理事会の議決を経て理事長が別に定める退会届を提出しなければならない。

第 15 条 (会員資格の喪失)

本会議所の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 破産または禁治産もしくは準禁治産の宣言を受けたとき。
- (4) 失踪の宣言を受けたとき。
- (5) 正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (6) 除名されたとき。

第 16 条 (除 名)

1. 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 正当な理由なく第 13 条の義務を履行しないとき。
- (4) この法人に対してなした犯罪のより刑罰を科せられたとき。

2. 項第 1 号から第 3 号までの規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 17 条 (会 費)

正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第 18 条 (会費等の返還)

既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第 3 章 役 員

第 19 条 (種 別)

1. 本会議所の役員は次の通りとする。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 3 名又は 5 名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 財務理事 1 名(正副理事長を含まず)
- (5) 理 事 (理事長、副理事長、専務理事及び財務理事を含む。以下同じ。
7 名以上 16 名以内)
- (6) 監 事 2 人

2. 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

3. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

4. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第 20 条 (資 格 及 び 選 任)

1. 役員は本会議所の正会員であることを要する。
2. 役員は、総会において選任する。
3. 役員選任の方法に関しては、この定款で別に規定するもののほか、総会の議決を経て、別に定める。

第 21 条 (職 務)

1. 理事長は本会議所を代表し所務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定する順序に従いその職務を行う。
3. 専務理事は、この法人の主要所務を処理する。
4. 財務理事は、この法人の財務及び会計事務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見してときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は、招集すること。

第 22 条 (任 期)

1. 役員の任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員のより選任された役員の任期は、選任された日からその年の 12 月 31 日までとする。
3. 役員は、辞任し、又は任期は満了してときにおいても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。ただし、第 19 条第 1 項に定めた員数を満たしている場合は、この限りではない。

第 23 条 (解 任)

1. 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 24 条 (報 酬 等)

1. 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員はこの限りではない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第 25 条 (顧 問)

1. この法人に、顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長はこれを委嘱する。

第 26 条 (直前理事長)

- 1 この法人は、直前理事長 1 名を置く。ただし、理事長再任の場合は除く。
- 2 直前理事長は、前年度の理事長はこれに当る。
- 3 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
- 4 直前理事長の任期は第 22 条の規定を準用する。
- 5 直前理事長は、無報酬とする。

第 4 章 総 会

第 27 条 (種 別)

この法人は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

第 28 条 (構 成)

総会は、正会員をもって構成する。

第 29 条 (権 能)

総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

第 30 条 (開 催)

- 1 通常総会は、毎年 1 月及び 11 月に開催する。
- 2 臨時総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号にいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長は必要と認め、招集の請求があったとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 21 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

第 31 条 (招 集)

1. 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 2 号又第 3 号の規定による請求があったときは、その請求を受け取った日から 30 日以上に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の 10 日前までに通知しなければならない。

第 32 条 (議 長)

総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場所において、議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれに当る。

第 33 条 (定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 34 条 (議 決)

1. 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもってこれを決する。
2. 可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 第 1 項の場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

第 36 条 (書面表決等)

やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 33 条、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

第 37 条 (議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。

- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果並びに発信者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

第 38 条 (構 成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 39 条 (権 能)

理事会は、この定款に別に定めるものはほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項。

第 40 条 (開 催)

理事会は、毎月1回の定例のほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第21条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 41 条 (招 集)

1. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号 による請求があったときは、その請求を受け取った日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事にたいし、会議の目的たる事項及びその内容並び日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

第 42 条 (議 長)

理事会の議長には、理事長又は理事の中から理事長は指名した者がこれに当る

第 43 条 (定足数等)

理事会には、第 33 条から第 37 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定上「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 委 員 会

第 44 条 (設置及び運営)

- 1 この法人は、その目的達成に必要な事項を検査、研究、協議又は実施するため、委員会を設置する。
- 2 委員会の運営については、理事長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

第 45 条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第 46 条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長管理し、その方法は、総会の議決により定める。

第 47 条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第 48 条 (資産の団体性)

この法人の会員は、その資格を喪失するに際し、この法人の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

第 49 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の 15 日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。

第 50 条 (事業報告及び決算)

この法人は、事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 2 か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

第 51 条 (長期借入金)

この法人が資産の借入れをしようとするときは、この会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

第 52 条 (義務の負担及び権利の放棄)

予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承諾を得なければならない。

第 53 条 (会計年度)

この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

第 54 条 (定款の変更)

この定款は、総会において正会員総数も3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得なければ変更することができない。

第 55 条 (解 散)

この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に規定により解散する。

2 民法第68条第2項の規定による総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上に議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得なければならない。

第 56 条 (残余財産の処分)

この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

第 57 条 (設置等)

1. この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第 58 条 (帳簿及び書類の備付)

- (1)事務局は、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (2)定款
- (3)理事、監事及び職員の名簿及び履歴書。
- (4)許可、許可等及び登記に関する書類。
- (5)定款に定める機関の議事に関する書類。
- (6)収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類。
- (7)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類。
- (8)その他必要な帳簿及び書類。

第 10 章 雑 則

第 59 条 (委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1. この定款は設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 22 条第 1 項の規定にかかわらず平成 4 年 12 月 31 日までとする。

3. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 49 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の会計年度は、第 53 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 1 2 月 31 日までとする。